

【別紙】：市民税・県民税・森林環境税の計算方法について

◎市民税・県民税・森林環境税の算出方法

$$\begin{aligned} & \text{所得金額} - \text{各種所得控除額} = \text{課税標準額 (千円未満切捨)} \\ & \times \text{市民税の税率} = \text{市民税所得割算出額} \dots (A) \\ & \times \text{県民税の税率} = \text{県民税所得割算出額} \dots (B) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (A) - \text{調整控除} - \text{税額控除} + \text{市民税均等割額} &= \text{市民税の年税額 (百円未満切捨)} \\ (B) - \text{調整控除} - \text{税額控除} + \text{県民税均等割額} &= \text{県民税の年税額 (百円未満切捨)} \end{aligned}$$

合計額があなたの市民税・県民税・森林環境税年税額です。

※配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額は、所得割から控除します。これにより控除しきれなかった金額があるときは、均等割に充当または還付します。
 ※税額控除とは配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除のことを言います。(外国税額控除については、市民税課へお問い合わせください。)

◎均等割額

市民税	県民税	森林環境税
3,000円	1,500円	1,000円

※令和6年度から、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として森林環境税(国税)が課税されます。
 ※県民税均等割額には、豊かな森づくり協働税として、500円を含みます。
 ※地方の防災・減災の税制措置は、令和5年度をもって終了しました。

◎所得割の税率

税率	市民税	県民税
	6%	4%

※分離課税に係る税率は、市民税課にお問い合わせください。

◎給与所得控除後の金額の計算方法

給与等の収入金額の合計	給与所得控除後の金額の計算式
1円～ 550,999円	0円
551,000円～ 1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	A × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円	A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円	A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
※ 8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円

※収入金額が1,628,000円～6,600,000円未満については、その収入金額を4で割り、千円未満の端数を切り捨て得た金額をAとして計算します。
 ※給与所得者の特定支出の控除の特例については、市民税課にお問い合わせください。

※

◎均等割・所得割の非課税限度額

家族数	均等割(合計所得金額)	所得割(総所得金額等)
1人	415,000円	450,000円
2人～	315,000円 × 家族数 + 289,000円	350,000円 × 家族数 + 420,000円

※家族数 = 本人 + 同一生計配偶者 + 扶養数(16歳未満含む)
 ※合計所得金額・総所得金額等は、短期譲渡特別控除前、長期譲渡特別控除前

◎公的年金等に係る雑所得の金額の計算方法

※公的年金等の収入金額 = 収入

		公的年金等雑所得の金額			
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超	
公的年金等の収入金額	65歳未満の生れの人	130万円以下	収入 - 60万円	収入 - 50万円	収入 - 40万円
		～410万円以下	収入 × 0.75 - 27.5万円	収入 × 0.75 - 17.5万円	収入 × 0.75 - 7.5万円
		～770万円以下	収入 × 0.85 - 68.5万円	収入 × 0.85 - 58.5万円	収入 × 0.85 - 48.5万円
		～1,000万円以下	収入 × 0.95 - 145.5万円	収入 × 0.95 - 135.5万円	収入 × 0.95 - 125.5万円
65歳以上の生れの人	前租34歳以上の生れの人	1,000万円超～	収入 - 195.5万円	収入 - 185.5万円	収入 - 175.5万円
		330万円以下	収入 - 110万円	収入 - 100万円	収入 - 90万円
		～410万円以下	収入 × 0.75 - 27.5万円	収入 × 0.75 - 17.5万円	収入 × 0.75 - 7.5万円
		～770万円以下	収入 × 0.85 - 68.5万円	収入 × 0.85 - 58.5万円	収入 × 0.85 - 48.5万円
65歳以上の生れの人	前租34歳以上の生れの人	～1,000万円以下	収入 × 0.95 - 145.5万円	収入 × 0.95 - 135.5万円	収入 × 0.95 - 125.5万円
		1,000万円超～	収入 - 195.5万円	収入 - 185.5万円	収入 - 175.5万円

◎所得金額調整控除

	適用対象者	所得金額調整控除計算式
子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除	給与等の収入金額が850万円を超えており、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす者 (1)本人が特別障害者に該当する者 (2)年齢23歳未満の扶養親族を有する者 (3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円 × 10% ※1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。
給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除	給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計所得金額が10万円を超える者	給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円) - 10万円

※計算された所得金額調整控除は給与所得から控除されます。

◎配当控除額(一般分)

市民税・・・配当所得の1.6%	〔課税総所得金額等の合計額が1,000万円を超えるときは、その超える部分は1/2〕
県民税・・・配当所得の1.2%	

◎寄附金税額控除

次の①～④に該当する団体等へ寄附した額の合計額から、以下の算式で計算した金額を控除します。

- ①都道府県、市町村に対する寄附金
- ②鳥取県共同募金会に対する寄附金
- ③日本赤十字社鳥取県支部に対する寄附金
- ④条例指定法人等に対する寄附金

〔該当する条例指定法人等については、市民税課に〕お問い合わせください。

次の算式で計算した金額に県民税分4%、市民税分6%を乗じ、いずれか低いほうの金額を所得割から控除します。

・①～④の寄附金の合計額 - 2千円
 ・(総所得金額 + 退職所得金額 + 山林所得) × 30% - 2千円
 また、都道府県、市区町村に対する寄附金については、以下の特例控除額が加算されます。
 ただし、市民税・県民税所得割の額の2割を限度とします。
 (都道府県市区町村に対する寄附金額 - 2千円) × (90% - 0 ~ 45% × 1.021) ※

※寄附者に適用される所得税の限界税率

◎調整控除額の計算方法

	課税標準額が200万円以下の者	課税標準額が200万円超の者
市民税	①と②のいずれか小さい額 × 3% ①人的控除額の差の合計額 ②課税所得金額	{人的控除額の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)} × 3%
県民税	①と②のいずれか小さい額 × 2% ①人的控除額の差の合計額 ②課税所得金額	{人的控除額の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)} × 2%

※調整控除の合計額が2,500円未満の場合は、2,500円(市民税1,500円、県民税1,000円)とします。
 ※納税義務者の合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

◎所得税と市民税・県民税の人的控除の差(地方税法第314条の6)

人的控除の種類		差額	人的控除の種類		差額		
障害者控除	普通	1万円	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	特別	10万円		48万円超50万円未満		900万円以下	5万円
	同居特別	22万円		50万円以上55万円未満		900万円超950万円以下	4万円
寡婦控除	父	1万円	扶養控除	一般	950万円超1,000万円以下	2万円	
	母	5万円		一般	900万円以下	3万円	
ひとり親控除	父	1万円	老人控除	一般	900万円超950万円以下	2万円	
	母	5万円		一般	950万円超1,000万円以下	1万円	
	納税義務者の合計所得金額			一般	900万円以下	5万円	
	900万円以下	5万円		特定	900万円超950万円以下	18万円	
配偶者控除	一般	900万円超950万円以下	4万円	老人	10万円		
	一般	950万円超1,000万円以下	2万円	同居老親	13万円		
	一般	900万円以下	10万円	勤労学生控除	1万円		
老人	900万円超950万円以下	6万円	基礎控除	5万円			
	950万円超1,000万円以下	3万円					

◎雑損控除の計算方法

「損害金額－保険金などで補てんされる金額」＝Aの金額を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額。

損害金額（災害関連支出の金額を含む）－保険金などで補てんされる金額＝差引損失額A

①差引損失額A－総所得金額等の合計額の10%

②差引損失額Aのうち災害関連支出の金額－50,000円

※災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などへの支出をいいます。

◎生命保険料控除額の計算方法

ア. 旧契約の生命保険のみの場合（契約日が平成23年12月31日以前）

支払保険料総額	控除額の計算式
15,000円まで	支払保険料の総額
15,000円を超え 40,000円まで	支払保険料の総額×1/2+7,500円
40,000円を超え 70,000円まで	支払保険料の総額×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

- ①一般生命保険料
- ②個人年金保険料

①、②について、それぞれ左表により求めた金額の合計。ただし控除額の上限は7万円。

イ. 新契約の生命保険のみの場合（契約日が平成24年1月1日以降）

支払保険料総額	控除額の計算式
12,000円まで	支払保険料の総額
12,000円を超え 32,000円まで	支払保険料の総額×1/2+6,000円
32,000円を超え 56,000円まで	支払保険料の総額×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

- ①一般生命保険料
- ②個人年金保険料
- ③介護医療保険料

①、②、③について、それぞれ左表により求めた金額の合計。ただし控除額の上限は7万円。

ウ. 旧契約と新契約の両方がある場合

- ・①、②については、旧契約と新契約の両方がある場合、次のいずれかの控除を選択することができます。
 - a. 旧契約に係る控除額（上記アにより算定した額）
 - b. 新契約に係る控除額（上記イにより算定した額）
 - c. 旧契約と新契約に係る控除額の合計額（上記アとイにより算定した額の合計。上限は28,000円）
- ただし①、②、③の控除合計額の上限は7万円。

◎地震保険料控除額の計算方法

① 地震保険契約に係る保険料の場合

控除額の計算式	支払保険料の総額×1/2（最高限度額25,000円）
---------	----------------------------

※長期損害保険契約は、平成18年12月31日までに締結したものに限りま。

② 長期損害保険契約に係る保険料の場合

支払保険料総額	控除額の計算式
5,000円まで	支払保険料の総額
5,000円を超え15,000円まで	支払保険料の総額×1/2+2,500円
15,000円超	10,000円

※一つの保険契約等で左表の①、②の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみが対象となります。

③ 地震保険契約と長期損害保険契約がある場合

上記の①により算出した金額+②により算出した金額（最高限度額25,000円）
--

※どの控除の種類に該当するかは、手引き2ページをご確認ください。

◎配偶者特別控除額の早見表

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
	配偶者特別控除額		
480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,330,000円超	適用なし		

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合には配偶者控除の適用が可能です。

◎扶養控除等の金額

控除の種類	控除額	
	納税義務者の合計所得金額	
配偶者控除	900万円以下	330,000円
	900万円超950万円以下	220,000円
	950万円超1,000万円以下	110,000円
老人の控除対象配偶者	900万円以下	380,000円
	900万円超950万円以下	260,000円
	950万円超1,000万円以下	130,000円
扶養控除	一般扶養親族	330,000円
	特定扶養親族	450,000円
	老人扶養親族	380,000円
	同居老親等扶養親族	450,000円
	16歳未満の扶養親族	なし
障害者控除	障害者	260,000円
	特別障害者	300,000円
	同居特別障害者	530,000円
ひとり親控除		300,000円
寡婦控除		260,000円
勤労学生控除		260,000円

◎基礎控除の金額

納税義務者の合計所得金額	控除額
1円～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～24,500,000円	290,000円
24,500,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,000円超	適用なし

◎住宅借入金等特別税額控除

（対象者）前年分の所得税の住宅借入金等特別控除を受けている者のうち、平成21年1月1日から令和7年12月までの入居者。

（控除額）控除する額は、次の①または②のいずれか少ない金額。

①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②所得税額の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（最高97,500円）

※平成26年4月～令和3年12月末までの入居者または新型コロナウイルスの影響により入居遅延があった令和4年12月末までの入居者で当該住宅取得に係る消費税率が8%又は10%の場合は、7%を乗じて得た額（最高136,500円）

※地方税法等の改正があった場合は、異なる取扱いとなる場合がありますので、ご了承ください。